

## 2 人事行政の運営等の状況



(消防長点検の様子)



# 人事行政の運営等の状況

富士山南東消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例第3条及び第5条各号の項目について、本消防年報に掲載する。

なお、条例第2条及び第4条の規定により、本消防年報に関しては、令和6年度の人事行政の運営等の状況について掲載する。

# 任免及び職員数に関する状況

## 職員採用者数

区分	令和6年4月1日
	採用者数
消防吏員（人）	5 【0】

※【】は内数で再任用職員を示す。

## 職員数

区分	令和6年度	令和5年度
消防職員（人）	260 【10】	262 【14】
うち女性職員（人）	4	5

※【】は内数で再任用職員を示す。

## 再任用の状況

区分		令和6年度 令和6年4月1日	令和5年度 令和5年4月1日
消防吏員	採用者数（人）	0	4
	任期更新者数（人）	10	10

## 人事評価の状況

人事評価制度は、地方公務員法第 23 条の規定に基づき、人事管理の基礎とするほか、職員の能力向上を図り、意識改革を進めるとともに、組織目標の達成と職場内のコミュニケーションを活性化させることを目的として実施しています。

## 給与の状況

### 人件費の状況

(令和 5 年度決算)

住民基本台帳人口 <sup>5</sup> (人) (令和 6 年 4 月 1 日現在)	歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 B/A (%)
198,011	3,004,921	2,265,088	75.4

### 職員給与費の状況

(令和 5 年度決算)

職員数 <sup>6</sup> A (人)	給与費 <sup>8</sup> (千円)				一人当たり 給与費 B/A (千円)
	給料	職員手当 <sup>7</sup>	期末・勤勉手当	計 B	
248	978,102	385,705	410,081	1,773,888	7,153

### 職員の初任給の状況

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

区分	初任給の額
大学卒	197,900 円
短大卒	180,200 円
高校卒	164,100 円

<sup>5</sup> 住民基本台帳人口は、三島市、裾野市及び長泉町の合計である。

<sup>6</sup> 職員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。

<sup>7</sup> 職員手当には退職手当を含まない。

<sup>8</sup> 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

## 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(令和6年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額 <sup>9</sup>	平均給与月額 <sup>10</sup>
39.5歳	320,300円	426,890円

## 行政職の級別職員数及び給料表の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	階級	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	消防士の職務	消防士	11	4
2級	1 消防副士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士の職務	消防士 消防副士長	38	15
3級	1 消防士長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防副士長の職務	消防副士長 消防士長	67	26
4級	1 消防司令補の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする消防士長の職務	消防士長 消防司令補	51	20
5級	係長、副分遣所長又は主任の職務	消防司令補	27	10
6級	課長補佐、室長、当直司令、分遣所長又は主幹の職務	消防司令	52	20
7級	1 課長又は消防署長の職務 2 課長、副参事又は消防副署長の職務	消防司令長 消防監	11	4
8級	1 消防長の職務 2 消防次長又は参事の職務	消防監 消防正監	3	1

<sup>9</sup> 「平均給料月額」とは、職員の基本給の平均である。

<sup>10</sup> 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

## 期末手当・勤勉手当

富士山南東消防組合	国
一人当たり平均支給額(令和5年度) 1,654千円	—
令和5年度支給割合 ( )は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 (1.2)月分 (2.0)月分	令和5年度支給割合 ( )は再任用職員 期末手当 勤勉手当 2.4月分 2.0月分 (1.2)月分 (1.0)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%

## 退職手当

(令和6年4月1日現在)

富士山南東消防組合	国
(支給率) 自己都合 <sup>11</sup> 応募認定・定年 <sup>11</sup> 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算) (退職時特別昇給 制度なし) 一人当たり平均支給額 <sup>12</sup> 6,627千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度額 47.709月分 47.709月分 その他加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

## 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)	62,030千円
支給職員一人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	250,120円
支給率	6%
支給対象職員数	248人

<sup>11</sup> 支給率は、静岡県市町総合事務組合の規定に基づくものである。

<sup>12</sup> 一人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

## 特殊勤務手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績（令和5年度決算）	23,144 千円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	116,301 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度決算）	76%
手当の種類（手当数）	4

手当の名称	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	支給単価
深夜勤務手当	交替制勤務を行う者のうち、深夜(午後10時から翌日午前5時までをいう。)に消防業務に従事したもの	11,392 千円	1 勤務につき 500 円
救急出動手当	救急業務に従事したもの	8,109 千円	1 件につき 250 円
救急救命士手当	救急救命士法による救急救命士免許を有し、救急業務に従事したもの	3,522 千円	1 件につき 250 円
新型コロナウイルス感染症患者搬送等業務手当	新型コロナウイルス感染症の患者を搬送する業務その他管理者が定める業務に従事したもの	120 千円	1 勤務につき 4,000 円

## 勤務時間その他の勤務条件の状況

区分	毎日勤務者	交代制勤務者
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで	4週間を平均して1週間につき38時間45分とし、午前8時30分から翌日午前8時30分までの間において、所属長が定める。
休憩時間	正午から午後1時まで	勤務時間の途中において1時間ずつ2回とする。また、午後8時から翌日午前7時30分までの間において6時間30分の睡眠時間を与えるものとし、その割振りは、所属長が定める。
週休日	日曜日及び土曜日	4週当たり8日とし、その割振りは所属長が定める。

# 情報公開請求の状況

(令和6年度)

公開請求件数		12	件
	義務的開示	10	件
	任意的開示	2	件
請求に対する処理状況件数		12	件
	全部開示		件
	一部開示	12	件
	請求拒否		件
	請求取下げ		件
	その他		件

